

# 付 表



付表1. 罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口10万対)、年齢調整罹患率(人口10万対)、累積罹患率(%) : 詳細部位別、性別

大分県

2018年

部位	ICD-10	罹患数			部位割合			粗罹患率			年齢調整罹患率						累積罹患率(0-74歳)		
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1			
上皮内がん	D00-D09	405	636	1,041	6.9	12.5	9.5	74.7	105.6	91.0	34.7	98.9	66.1	24.1	80.8	52.0	2.8	7.3	5.0
口腔、食道および胃	D00	26	11	37	0.4	0.2	0.3	4.8	1.8	3.2	2.4	0.6	1.4	1.7	0.4	1.0	0.2	0.0	0.1
食道	D001	20	7	27	0.3	0.1	0.2	3.7	1.2	2.4	1.7	0.4	1.0	1.2	0.2	0.7	0.1	0.0	0.1
その他および部位不明の消化器	D01	135	105	240	2.3	2.1	2.2	24.9	17.4	21.0	13.1	8.2	10.5	9.4	5.9	7.6	1.1	0.7	0.9
結腸	D010	81	54	135	1.4	1.1	1.2	14.9	9.0	11.8	7.7	4.5	6.0	5.5	3.2	4.3	0.7	0.4	0.5
直腸S状結腸移行部	D011	6	2	8	0.1	0.0	0.1	1.1	0.3	0.7	0.7	0.1	0.4	0.6	0.1	0.3	0.1	0.0	0.0
直腸	D012	29	20	49	0.5	0.4	0.4	5.4	3.3	4.3	3.1	1.8	2.4	2.3	1.3	1.8	0.3	0.2	0.2
中耳および呼吸器系	D02	23	32	55	0.4	0.6	0.5	4.2	5.3	4.8	2.0	2.4	2.2	1.3	1.8	1.6	0.2	0.3	0.2
気管	D021	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	D022	20	32	52	0.3	0.6	0.5	3.7	5.3	4.5	1.7	2.4	2.1	1.1	1.8	1.4	0.1	0.3	0.2
上皮内黒色腫	D03	6	5	11	0.1	0.1	0.1	1.1	0.8	1.0	0.9	1.0	0.9	0.7	0.8	0.7	0.1	0.1	0.1
皮膚のその他	D04	33	29	62	0.6	0.6	0.6	6.1	4.8	5.4	2.1	1.3	1.6	1.3	0.9	1.1	0.1	0.1	0.1
乳房	D05	1	102	103	0.0	2.0	0.9	0.2	16.9	9.0	0.1	13.2	6.8	0.1	10.2	5.3	0.0	1.1	0.6
子宮頸部	D06	-	310	310	-	6.1	2.8	-	51.5	-	-	69.3	-	-	58.6	-	-	4.8	-
その他および部位不明の性器	D07	0	4	4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.7	0.3	0.0	0.4	0.2	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明	D09	181	38	219	3.1	0.7	2.0	33.4	6.3	19.1	14.2	2.7	7.8	9.7	1.9	5.4	1.1	0.2	0.7
膀胱	D090	163	32	195	2.8	0.6	1.8	30.1	5.3	17.0	12.8	2.2	6.9	8.6	1.6	4.8	1.0	0.2	0.6
良性腫瘍	D32-D35	54	95	149	0.9	1.9	1.4	10.0	15.8	13.0	7.0	8.6	7.9	6.0	6.7	6.4	0.6	0.7	0.7
髄膜	D32	18	66	84	0.3	1.3	0.8	3.3	11.0	7.3	1.5	5.2	3.5	1.0	3.9	2.6	0.1	0.4	0.3
脳および中枢神経系	D33	18	11	29	0.3	0.2	0.3	3.3	1.8	2.5	2.2	1.0	1.6	2.0	0.8	1.4	0.2	0.1	0.1
下垂体	D352	18	18	36	0.3	0.4	0.3	3.3	3.0	3.1	3.3	2.4	2.8	2.9	2.0	2.5	0.2	0.2	0.2
頭蓋咽頭管	D353	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D354	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性状不詳	D42-D47	109	70	179	1.8	1.4	1.6	20.1	11.6	15.6	9.0	5.1	6.8	6.8	4.0	5.2	0.7	0.4	0.5
髄膜	D42	2	3	5	0.0	0.1	0.0	0.4	0.5	0.4	0.3	0.5	0.4	0.2	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D43	14	8	22	0.2	0.2	0.2	2.6	1.3	1.9	1.3	0.9	1.1	1.1	0.8	0.9	0.1	0.1	0.1
下垂体	D443	1	2	3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D444	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
松果体	D445	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
真正赤血球増加症	D45	10	7	17	0.2	0.1	0.2	1.8	1.2	1.5	1.0	0.7	0.8	0.7	0.5	0.6	0.1	0.1	0.1
骨髄異形成症候群	D46	71	40	111	1.2	0.8	1.0	13.1	6.6	9.7	5.1	1.6	3.2	3.5	1.1	2.2	0.4	0.1	0.2
慢性骨髄増殖性疾患	D471	3	1	4	0.1	0.0	0.0	0.6	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
本悪性(出血性)血小板血症	D473	6	8	14	0.1	0.2	0.1	1.1	1.3	1.2	0.6	0.9	0.7	0.4	0.8	0.6	0.1	0.1	0.1

\*1 総数は男女および性別不詳の合計



付表2. 死亡数、部位割合(%)、粗死亡率(人口10万対)、年齢調整死亡率(人口10万対)、累積死亡率(%) : 詳細部位別、性別

大分県

2018年

部位	ICD-10	死亡数			部位割合			粗死亡率			年齢調整死亡率						累積死亡率(0-74歳)			
		男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	日本人口			世界人口			男	女	総数 *1	
											男	女	総数 *1	男	女	総数 *1				
上皮内がん	D00-D09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
口腔、食道および胃	D00	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
食道	D001	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の消化器	D01	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結腸	D010	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
直腸S状結腸移行部	D011	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
直腸	D012	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中耳および呼吸器系	D02	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管	D021	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	D022	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上皮内黒色腫	D03	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
皮膚のその他	D04	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乳房	D05	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子宮頸部	D06	-	0	0	-	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
その他および部位不明の性器	D07	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明	D09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
膀胱	D090	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
良性腫瘍	D32-D35	2	3	5	0.1	0.2	0.1	0.4	0.5	0.4	0.1	0.4	0.2	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
髄膜	D32	2	2	4	0.1	0.1	0.1	0.4	0.3	0.4	0.1	0.3	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D33	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下垂体	D352	0	1	1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D353	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D354	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性状不詳	D42-D47	46	41	87	2.1	2.5	2.3	8.6	6.9	7.7	2.8	1.1	1.9	1.9	0.7	1.2	0.2	0.0	0.1	0.1
髄膜	D42	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D43	11	13	24	0.5	0.8	0.6	2.0	2.2	2.1	0.7	0.4	0.6	0.5	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
下垂体	D443	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D444	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D445	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
真正赤血球増加症	D45	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
骨髄異形成症候群	D46	32	26	58	1.5	1.6	1.5	6.0	4.4	5.1	1.9	0.7	1.2	1.2	0.4	0.8	0.1	0.0	0.1	0.1
慢性骨髄増殖性疾患	D471	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
本態性(出血性)血小板血症	D473	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\*1 総数は男女および性別不詳の合計

付表3. 初回治療内容割合詳細 (%) : 部位別

A. 上皮内がんを除く

大分県

2018年

部位	10D-10	集計対象数 *1	手術のみ *2		手術 + 内視鏡のみ		手術 + 内視鏡 + 放射線のみ		放射線のみ		薬物のみ *3		手術/内視鏡		他の組合せ		治療なし・不明
			手術のみ *2	内視鏡のみ	手術 + 内視鏡のみ	手術 + 内視鏡 + 放射線のみ	放射線のみ	薬物のみ *3	手術/内視鏡	手術/内視鏡	放射線	薬物	放射線 + その他	手術 + 薬物	手術/内視鏡 + その他	放射線 + 薬物	
全部位	C00-C96	9,337	28.8	7.2	0.7	2.2	14.8	3.3	1.1	0.8	13.4	0.4	3.3	1.3	22.8		
口腔・咽頭	C00-C14	214	35.0	1.9	0.0	2.3	4.2	16.4	0.0	1.9	7.5	0.0	7.0	0.0	23.8		
食道	C15	208	7.2	26.9	0.5	10.1	7.2	14.9	0.5	1.0	11.1	0.5	2.9	0.0	17.3		
胃	C16	1,116	25.8	33.5	1.6	0.3	5.9	0.1	0.2	0.1	12.7	0.1	0.2	0.4	19.2		
大腸 (結腸・直腸)	C18-C20	1,286	41.2	11.4	1.9	0.0	5.1	0.5	0.1	0.2	21.3	0.5	0.8	0.5	16.6		
結腸	C18	855	42.6	10.9	2.1	0.0	4.0	0.2	0.1	0.1	22.6	0.6	0.1	0.5	16.3		
直腸	C19-C20	431	38.5	12.3	1.4	0.0	7.2	1.2	0.0	0.5	18.8	0.2	2.1	0.5	17.4		
肝および肝内胆管	C22	438	23.3	0.5	0.0	2.3	6.6	0.2	19.6	0.0	2.5	0.9	0.0	9.1	34.9		
胆のう・胆管	C23-C24	243	33.7	1.2	0.0	0.0	11.9	0.0	0.8	0.0	10.7	0.4	0.0	1.2	39.9		
膵臓	C25	424	12.5	0.7	0.2	0.0	27.8	0.5	0.2	0.0	19.6	0.2	0.0	0.2	38.0		
喉頭	C32	36	2.8	8.3	0.0	27.8	2.8	33.3	0.0	0.0	2.8	0.0	2.8	2.8	16.7		
肺	C33-C34	1,151	27.2	0.1	0.0	5.3	18.9	7.3	0.1	0.5	8.3	0.1	1.1	0.3	30.8		
皮膚	C43-C44	332	88.3	0.0	0.0	0.3	0.3	0.6	0.0	0.6	1.2	1.8	0.0	0.3	6.6		
乳房	C50	832	11.8	0.0	0.0	0.2	5.0	0.2	0.0	4.4	38.5	0.2	25.0	3.7	10.8		
乳房 (女性のみ)	C50	822	11.6	0.0	0.0	0.2	5.0	0.2	0.0	4.5	38.3	0.2	25.3	3.8	10.8		
子宮	C53-C55	272	39.0	0.0	0.0	4.4	3.3	7.0	0.0	2.2	22.4	0.0	7.4	0.4	14.0		
子宮頸部	C53	122	23.0	0.0	0.0	9.0	2.5	15.6	0.0	3.3	9.8	0.0	16.4	0.8	19.7		
子宮体部	C54	148	52.7	0.0	0.0	0.7	4.1	0.0	0.0	1.4	33.1	0.0	0.0	0.0	8.1		
卵巣	C56	98	22.4	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	48.0	0.0	0.0	0.0	27.6		
前立腺	C61	955	22.2	0.4	0.4	4.2	39.9	8.8	0.3	0.3	3.0	0.0	0.6	0.2	19.6		
膀胱	C67	224	11.6	28.1	6.7	2.2	0.9	0.0	0.0	0.9	21.4	4.0	2.7	4.0	17.4		
腎・尿路 (膀胱除く)	C64-C66 C68	273	58.6	0.4	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.4	0.0	1.8	26.4		
脳・中枢神経系	C70-C72	41	4.9	0.0	0.0	4.9	0.0	4.9	0.0	2.4	2.4	0.0	34.1	0.0	46.3		
甲状腺	C73	232	85.8	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	1.3	3.0	0.0	0.0	0.0	8.6		
悪性リンパ腫	C81-C85 C96	377	2.1	0.3	0.0	5.0	49.9	3.7	0.5	0.3	3.2	0.0	0.5	1.1	33.4		
多発性骨髄腫	C88-C90	86	2.3	0.0	0.0	0.0	50.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	41.9		
白血病	C91-C95	178	0.0	0.0	0.0	0.6	61.2	1.1	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	34.3		

\*1 DC0を除く総数

\*2 外科的、鏡視下治療のいずれかが1:あり

\*3 化学療法、内分泌療法のいずれかが1:あり

付表3. 初回治療内容割合詳細 (%) : 部位別

B. 上皮内がんを含む

大分県

2018年

部位	10D-10	集計対象数 *1	手術のみ *2		内視鏡のみ		手術 + 内視鏡		放射線のみ		薬物のみ *3		薬物		手術/内視鏡				他の組合せ		治療なし ・不明
			手術のみ *2	内視鏡のみ	手術 + 内視鏡	放射線のみ	薬物のみ *3	+放射線	+その他	+放射線	+薬物	+放射線	+その他	+放射線	+薬物	+放射線	+その他	+放射線	+薬物		
全部位	C00-C96 D00-D09	10,378	31.1	9.4	0.7	2.0	13.4	3.0	1.0	1.1	12.6	0.4	3.0	1.5	20.9						
食道	C15 D001	235	6.4	34.9	0.4	8.9	6.4	13.2	0.4	0.9	9.8	0.4	2.6	0.0	15.7						
大腸 (結腸・直腸) *4	C18-C20 D010-D012	1,478	37.7	20.7	1.7	0.0	4.4	0.5	0.1	0.2	18.6	0.4	0.7	0.4	14.7						
結腸 *4	C18 D010	990	38.6	20.9	1.9	0.0	3.4	0.2	0.1	0.1	19.5	0.5	0.1	0.4	14.2						
直腸 *4	C19-C20 D011-D012	488	35.9	20.3	1.2	0.0	6.4	1.0	0.0	0.4	16.8	0.2	1.8	0.4	15.6						
肺	C33-C34 D021-D022	1,203	30.2	0.1	0.0	5.2	18.1	7.0	0.1	0.5	8.0	0.1	1.1	0.2	29.5						
皮膚	C43-C44 D030-D049	405	89.6	0.0	0.0	0.2	0.5	0.5	0.0	0.5	1.0	1.7	0.0	5.7							
乳房	C50 D05	935	15.8	0.0	0.0	0.3	4.6	0.2	0.0	7.7	35.0	0.2	22.8	3.3	10.1						
乳房 (女性のみ)	C50 D05	924	15.6	0.0	0.0	0.3	4.5	0.2	0.0	7.8	34.8	0.2	23.1	3.4	10.1						
子宮	C53-C55 D06	582	63.9	0.3	0.0	2.1	1.5	3.3	0.0	1.0	10.5	0.0	3.4	4.6	9.3						
子宮頸部	C53 D06	432	68.1	0.5	0.0	2.5	0.7	4.4	0.0	0.9	2.8	0.0	4.6	6.3	9.3						
膀胱	C67 D090	419	8.6	41.8	4.5	1.2	1.2	0.0	0.0	0.5	21.5	4.5	1.4	10.7							

\*1 DC0を除く総数

\*2 外科的、鏡視下治療のいずれかが1:あり

\*3 化学療法、内分泌療法のいずれかが1:あり

\*4 粘膜がんを含む

付表4-A. 保健所別がん罹患数(上皮内がんを除く・部位別・性別)

	全部位		口腔・咽頭		食道		胃		大腸(結腸・直腸)		結腸		直腸		肝および肝内胆管		胆のう・胆管		膵臓		喉頭		肺													
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女												
大分県	5319	4269	9589	130	86	216	177	34	211	771	370	1141	692	624	1316	438	438	876	254	186	440	294	177	472	131	123	254	210	229	439	35	1	36	762	432	1194
不定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	1949	1589	3539	44	24	68	51	13	64	267	106	373	228	226	454	148	171	319	80	55	135	102	68	171	55	44	99	80	61	141	11	0	11	268	172	440
中部	471	353	824	10	8	18	15	1	16	62	34	96	59	57	116	40	34	74	19	23	42	21	7	28	17	11	28	16	21	37	3	0	3	71	32	103
南部	400	289	689	10	7	17	19	0	19	66	28	94	57	56	113	35	41	76	22	15	37	18	11	29	12	10	22	18	19	37	4	0	4	48	30	78
豊肥	337	281	618	5	8	13	15	1	16	37	24	61	39	40	79	27	30	57	12	10	22	20	12	32	12	13	25	9	16	25	1	1	2	61	30	91
北部	714	591	1305	19	13	32	24	6	30	113	66	179	105	81	186	57	59	116	48	22	70	45	23	68	9	14	23	33	34	67	6	0	6	111	55	166
西部	398	325	723	15	7	22	14	6	20	68	25	93	65	36	101	40	25	65	25	11	36	32	24	56	5	11	16	14	25	39	3	0	3	63	30	93
東部	1050	841	1891	27	19	46	39	7	46	158	87	245	139	128	267	91	78	169	48	50	98	56	32	88	21	20	41	40	53	93	7	0	7	140	83	223

	皮膚		乳房		子宮		子宮頸部		子宮体部		卵巢		前立腺		腎・尿路(膀胱除く)		膀胱		脳・中枢神経系		甲状腺		悪性リンパ腫		多発性骨髄腫		白血病						
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					
大分県	163	170	333	10	831	841	276	123	148	104	969	193	89	282	173	64	237	18	23	41	50	182	232	200	189	389	39	47	86	113	73	186	
不定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	45	60	105	4	351	355	119	53	66	47	390	87	39	126	78	24	102	8	13	21	28	74	102	80	60	140	16	12	28	39	24	63	
中部	18	14	32	2	70	72	23	9	11	2	92	18	5	23	19	5	24	1	0	1	3	21	24	17	14	31	4	4	8	6	11	17	
南部	20	17	37	0	39	39	15	5	10	10	58	14	3	17	14	3	17	1	0	1	4	9	13	9	10	19	5	5	10	10	8	18	
豊肥	11	14	25	0	49	49	6	3	3	8	65	13	8	21	7	5	12	1	2	3	1	8	9	6	12	18	2	4	6	11	8	19	
北部	28	25	53	0	103	103	38	18	20	13	98	20	13	33	17	2	19	0	2	2	7	25	32	34	35	69	7	10	17	12	11	23	
西部	11	9	20	1	68	69	23	11	10	11	35	15	2	17	15	9	24	3	1	4	1	11	12	15	13	28	1	2	3	6	2	8	
東部	30	31	61	3	151	154	52	24	28	13	231	26	19	45	23	16	39	4	5	9	6	34	40	39	45	84	4	10	14	29	9	38	



付表4-B. 保健所別がん罹患数(上皮内がんを含む・部位別・性別)

	全部位		食道		大腸(結腸・直腸)		結腸		直腸		肺		皮膚		乳房		子宮		子宮頸部		膀胱								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	総数						
大分県	5724	4905	10630	197	41	238	808	700	1508	519	492	1011	289	208	497	782	464	1246	202	204	406	11	833	944	586	433	336	96	432
不定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	2114	1868	3983	61	15	76	276	250	526	181	189	370	95	61	156	277	194	471	63	80	143	4	389	393	264	198	137	33	170
中部	500	395	895	16	1	17	70	62	132	50	38	88	20	24	44	72	32	104	18	17	35	2	76	78	44	30	32	9	41
南部	418	324	742	20	0	20	61	64	125	38	49	87	23	15	38	49	32	81	22	17	39	0	42	42	34	24	22	5	27
豊肥	362	304	666	17	2	19	45	46	91	32	34	66	13	12	25	63	33	96	13	14	27	0	51	51	12	9	18	8	26
北部	766	674	1440	25	6	31	122	97	219	69	71	140	53	26	79	112	55	167	34	29	63	0	122	122	71	51	37	6	43
西部	421	358	779	15	6	21	72	40	112	44	27	71	28	13	41	65	31	96	12	10	22	1	81	82	33	21	24	12	36
東部	1143	982	2125	43	11	54	162	141	303	105	84	189	57	57	114	144	87	231	40	37	77	4	172	176	128	100	66	23	89

付表5. 市町村別がん罹患数(上皮内がんを除く・部位別・性別)

部位	全部位		口腔・咽頭		食道		胃		大腸(結腸・直腸)		膵臓		胆膵		肝および肝内胆管		肺のう膜管		膵臓		喉頭		肺			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数		
大分県	5319	4289	9589	130	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大分県内市区町村不定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大分市	1949	1589	3538	44	24	68	51	13	64	287	106	373	228	226	454	148	171	319	80	55	135	68	171	95	44	
別府市	591	515	1106	14	11	25	15	5	20	89	59	148	81	89	170	55	55	110	26	34	60	32	22	54	17	
中津市	330	271	601	8	18	10	2	12	56	35	91	50	38	88	27	25	52	23	13	36	26	11	37	4	7	
日田市	289	230	519	7	3	10	10	3	13	52	19	71	48	22	70	31	15	46	17	7	24	24	20	44	4	
佐伯市	400	289	689	10	7	17	19	0	19	66	28	94	57	56	113	35	41	76	22	15	37	18	11	29	12	
臼杵市	210	144	354	6	3	9	10	0	10	20	12	32	15	25	40	10	15	25	5	10	15	8	4	12	8	
津久喜市	104	86	190	1	3	4	3	0	3	0	3	24	11	26	11	6	17	4	5	9	7	1	8	4	3	
竹田市	139	105	244	2	4	6	4	0	4	14	11	25	12	12	24	9	10	3	3	6	11	6	17	8	7	
豊後高田市	113	104	217	2	3	5	3	3	6	20	12	32	16	12	28	8	9	17	8	3	11	3	5	8	1	
杵築市	166	103	269	5	5	10	12	1	13	28	9	37	22	10	32	13	6	19	9	4	13	8	4	12	2	
宇佐市	271	216	487	7	2	9	11	1	12	37	19	56	39	31	70	22	25	47	17	6	23	16	7	23	4	
豊後大野市	189	176	374	3	4	7	11	1	12	23	13	36	27	28	55	18	21	39	9	7	16	9	6	15	4	
由布市	157	123	280	3	2	5	2	1	3	18	11	29	29	21	50	19	13	32	10	8	18	6	2	8	5	
国東市	177	129	306	6	2	8	4	0	4	26	9	35	24	16	40	14	8	22	10	8	18	9	5	14	2	
東国東郡 姫島村	16	5	21	1	0	1	0	0	1	2	2	4	1	0	1	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0
速見郡 日出町	100	89	189	1	1	2	8	1	9	14	9	23	10	11	21	8	9	17	2	2	4	7	1	8	0	
玖珠郡 九里町	46	44	90	2	1	3	3	2	5	11	2	13	3	7	10	3	5	8	0	2	2	4	2	6	0	
玖珠郡 玖珠町	63	51	114	6	3	9	1	1	2	5	4	9	14	7	21	6	5	11	8	2	10	4	2	6	1	
皮膚	163	170	333	10	831	841	276	123	148	104	969	193	89	282	173	64	237	50	192	232	200	189	389	39	47	
大分県内市区町村不定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分市	45	60	105	4	351	355	119	53	66	47	390	87	39	126	78	24	102	28	74	102	80	60	140	16	12	
別府市	18	12	30	2	101	103	27	13	14	8	137	20	14	34	16	8	24	5	21	26	17	21	38	2	4	
中津市	11	7	18	0	52	52	16	9	7	7	40	9	5	14	11	1	12	2	16	18	14	15	29	3	4	
日田市	6	7	13	1	53	54	20	10	9	8	27	14	0	14	12	8	20	0	7	7	13	8	21	1	1	
佐伯市	20	17	37	0	39	39	15	5	10	10	58	14	3	17	14	3	17	4	9	13	9	10	19	5	5	
臼杵市	8	7	15	2	28	30	2	1	1	1	49	12	3	15	8	2	10	1	6	7	6	9	15	2	1	
津久喜市	5	5	10	0	17	17	6	2	3	0	11	5	1	6	3	1	4	1	9	10	5	0	5	1	2	
竹田市	3	7	10	0	14	14	0	0	0	2	31	3	5	8	4	2	6	0	1	1	1	5	6	0	3	
豊後高田市	6	3	9	0	20	20	7	3	4	1	16	5	6	11	2	1	3	3	4	7	4	8	2	3	5	
杵築市	7	8	15	1	18	19	8	3	5	2	30	3	1	4	2	4	0	3	3	3	8	9	17	0	1	
宇佐市	11	15	26	0	31	31	15	6	3	6	34	10	3	13	3	3	6	1	7	8	5	7	12	2	1	
豊後大野市	8	7	15	0	35	35	6	3	3	3	32	1	1	2	8	2	10	1	6	7	6	5	7	12	2	
由布市	5	2	7	0	25	25	15	6	7	1	32	1	1	2	4	2	4	6	1	6	7	5	9	14	2	
国東市	3	4	7	0	14	14	8	2	6	2	37	2	2	4	2	4	6	1	6	7	5	9	14	2	2	
東国東郡 姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
速見郡 日出町	2	7	9	0	18	18	9	6	3	1	25	1	2	3	3	2	5	0	4	4	8	6	14	0	3	
玖珠郡 九里町	2	1	3	0	7	7	1	0	1	2	2	0	1	1	1	0	1	0	0	2	3	5	0	1	2	
玖珠郡 玖珠町	3	1	4	0	8	8	2	1	0	1	6	1	1	2	2	1	3	1	4	5	0	2	3	5	0	

付表5. 市町村別がん罹患数(上皮内がんを含む・部位別・性別)

	全部位		食道		大腸(結腸・直腸)		精巣		直腸		肺		皮膚		乳房		子宮頸部		膀胱																			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女																		
	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数																		
大分県内市区町村不定	574	495	10530	197	41	238	808	700	1508	519	492	1011	289	208	497	782	464	1246	202	204	405	11	933	944	586	433	336	96	432	0	0	0	0					
大分市	2114	1888	3983	61	15	76	276	250	526	181	189	370	95	61	156	277	194	471	63	80	143	4	389	383	264	188	137	33	170	0	0	0	0					
別府市	647	609	1256	17	8	25	89	97	186	58	58	117	30	39	69	75	49	124	24	17	41	3	112	115	81	67	47	15	62	0	0	0	0					
中津市	352	307	659	11	2	13	58	43	101	33	29	62	25	14	39	47	19	66	14	8	22	0	63	63	31	24	18	2	20	0	0	0	0					
日田市	308	252	560	11	3	14	54	24	78	35	16	51	19	8	27	46	17	63	7	8	15	1	63	64	27	17	19	9	28	0	0	0	0					
佐伯市	418	324	742	20	0	20	61	64	125	38	49	87	23	15	38	49	32	81	22	17	39	0	42	42	34	24	22	5	27	0	0	0	0					
臼杵市	224	156	380	11	0	11	22	27	49	16	17	33	6	10	16	39	14	53	8	8	16	2	30	32	7	6	13	3	16	0	0	0	0	0				
津久喜市	109	95	204	3	0	3	17	11	28	13	6	19	4	5	9	10	7	17	5	7	12	0	19	19	9	5	4	2	6	0	0	0	0	0				
竹田市	151	115	266	5	1	6	14	16	30	11	11	22	3	5	8	29	17	46	3	7	10	0	14	14	2	2	10	2	12	0	0	0	0	0				
豊後高田市	121	117	238	3	3	6	18	14	32	9	11	20	9	3	12	22	9	31	6	3	9	0	24	24	12	8	5	1	6	0	0	0	0	0	0			
杵築市	178	119	297	13	2	15	24	10	34	14	6	20	10	4	14	19	11	30	10	8	18	1	22	23	14	9	8	2	10	0	0	0	0	0	0	0		
宇佐市	293	250	543	11	1	12	46	40	86	27	31	58	19	9	28	43	27	70	14	18	32	0	35	35	28	19	14	3	17	0	0	0	0	0	0	0		
豊後大野市	211	189	400	12	1	13	31	30	61	21	23	44	10	7	17	34	16	50	10	7	17	0	37	37	10	7	8	6	14	0	0	0	0	0	0	0		
由布市	167	144	311	2	1	3	31	24	55	21	15	36	10	9	19	23	11	34	5	2	7	0	27	27	28	19	15	4	19	0	0	0	0	0	0	0		
国東市	191	143	334	4	0	4	33	21	54	21	11	32	12	10	22	33	20	53	4	5	9	0	16	16	12	6	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0		
英彦郡 高松村	16	8	24	0	0	0	2	2	4	1	0	1	1	2	3	6	1	7	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
速見郡 日出町	111	103	214	9	1	10	14	11	25	10	9	19	4	2	6	11	6	17	2	7	9	0	21	21	19	16	7	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
玖珠郡 九重町	47	50	97	3	2	5	3	8	11	3	6	9	0	2	2	9	5	14	2	1	3	0	8	8	3	2	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
玖珠郡 玖珠町	66	56	122	1	1	2	15	8	23	6	5	11	9	3	12	10	9	19	3	1	4	0	10	10	3	2	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 要領・申請様式

## 全国がん登録 大分県がん情報管理等要領

### (目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するに当たり、全国がん登録大分県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

### (管理責任者)

第2条 管理責任者は、全国がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、健康づくり支援課長が指定する。

### (全国がん登録に関する事務又は業務従事者の義務)

第3条 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、全国がん登録に関する事務又は業務に従事する者（以下、「全国がん登録従事者」という。）は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、全国がん登録従事者で地方公務員法第34条の対象にならない者は、秘密遵守に係る誓約書（第1号様式）を健康づくり支援課長に提出するものとする。

### (患者等への接触禁止)

第4条 全国がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

### (情報収集)

第5条 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、登録室へ安全な方法を用いて提出することとする。登録室は受領の都度、大分県がん登録室郵便物等受渡簿（第2号様式）に記入し、受け取り媒体が電子媒体（CD-R等）である場合は、受け取り件数等を大分県がん登録室全国がん登録届出票CD等受取簿（第3号様式）に記載するものとする。

(登録室の管理)

第6条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、登録室に勤務する全国がん登録従事者（以下、「登録室職員」という。）をあらかじめ指定する。
  - (2) 管理責任者の指名により、登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。
  - (3) 作業責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- 2 登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。
- (1) 登録室職員は、作業等を行わないときは登録室の出入口及び窓を施錠しておくこととする。
  - (2) 登録室には登録室職員以外の立入りを原則として禁止する。
  - (3) 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合は、がん登録室の入室に関する誓約書（第4号様式）を提出した上で、作業責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。
  - (4) 登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室出入口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講ずるものとする。

(書類等の管理)

第7条 作業責任者による、登録票類の管理については、以下のとおりとする。

- (1) 登録室が受領した電子媒体に記録された届出票、遡り調査票及び、住所異動確認調査票、（以下、これらをまとめて「登録票類」という。）等の情報は、作業中の事故又は故障に備えて、作業後に別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、大分県がん登録室データ管理簿（第5号様式）に必要な事項を記載し、随時点検を行う。
  - (2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的破壊する。
- 2 コンピュータからの出力帳票の管理については以下のとおりとする。
- (1) 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票（以下、「出力帳票」という。）は、施錠したキャビネットに保管する。
  - (2) 不要となった出力帳票は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。
- 3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。
- (1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。
  - (2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は溶解、焼却により廃棄する。
- 4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、大分県がん登録室手順書等管理簿（第6号様式）に必要な事項を記載する。

(届出内容に関する病院等への照会)

第8条 登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等（以下「届出病院等」という。）への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又はがん登録担当

者（以下、「届出医等」という。）に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

（コンピュータの端末機操作）

第9条 登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータの端末機（以下「端末」という。）による操作を行う。

（大分県がん情報の利用及び提供）

第10条 健康づくり支援課長は、法第17条、第18条、第19条、第20条、第21条第8項、第9項に基づき、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、がんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、法第17条第1項のただし書の規定を準用する。なお、情報の提供の事務処理を行うに当たっては、大分県がん情報提供事務処理要領に従って、事務処理を実施するものとする。ただし、年報等により公表された情報についてはこの限りでない。

（届出病院等への誤配信通知）

第11条 管理責任者は、大分県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合には、届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるものの他、全国がん登録大分県がん情報の管理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年1月1日から適用する。

(第1号様式)

## 誓約書

私は、本件業務（大分県がん登録）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、がん登録等の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第111号）第28条第3項又は第5項（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務）、第29条第3項又は第6項（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務）、第52条、第53条及び第54条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、がん登録等の推進に関する法律の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

説明した者 ○ ○ ○（管理責任者名）

年 月 日

所 属  
職 名  
氏 名

印

大分県福祉保健部健康づくり支援課長 殿



(第2号様式)

### 大分県がん登録室郵便物等受渡簿

受領年月日	種 類	件 数	内 容	発送元・先 (所属・持参者氏名)	受領者

大分県がん登録室 全国がん登録届出票CD等受取簿

(第3号様式)

受領年月日	医療機関名	受領者	ウイルスチェック	PDF保存	インポート	チェック	登録
1			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
2			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
3			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
4			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
5			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
6			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
7			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
8			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
9			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件
10			/	ファイル数 ファイル名	/ 作業番号	件	/ 件

(第4号様式)

## がん登録室の入室に関する誓約書

私は、下記の理由によりがん登録室に入室するに当たり、登録室内で知り得たいかなる個人情報も今後一切口外せず、また、個人情報に関するいかなる資料も室外に持ち出さないことを誓約いたします。

記

入室理由	
------	--

年 月 日

所 属

氏 名

印

(自署の場合は不要)

大分県健康づくり支援課長 殿

(以下、大分県がん登録室管理者記載欄)

入室時刻		事前承認印	
退出時刻		終了確認印	

(第5号様式)

大分県がん登録室データ管理簿

No.	年月日	区 分	媒体の種類	登録内容	施行者名

(第6号様式)

大分県がん登録室手順書等管理簿

No.	作成年月日	内 容	様 式	作成者氏名

## 大分県がん情報提供事務処理要領

### 第1条 目的

この要領は、全国がん登録情報の提供マニュアルに基づき、大分県がん情報の提供に関する事務処理を明確化し、適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

### 第2条 用語の定義

この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

#### 1 法、政令、省令

「法」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）をいう。

「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）をいう。

「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）をいう。

#### 2 全国がん登録情報（法第2条第7項）

「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された登録情報（法第5条第1項）をいう。

#### 3 大分県がん情報（法第2条第8項）

「大分県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、大分県が初回の診断が行われた都道府県であるとして記録されたがんに係る情報及び大分県内の病院等から届け出られたがんに係る情報をいう。

#### 4 匿名化（法第2条第9号）

「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工することをいう。

#### 5 特定匿名化情報（法第2条第10号）

「特定匿名化情報」とは、匿名化が行われた全国がん登録情報（法第15条第1項）と、匿名化が行われた後に全国がん登録データベースに記録された情報<sup>2</sup>（法第21条第5項及び第6項）をいう。

#### 6 情報

「情報」とは、全国がん登録情報及びその匿名化が行われた情報並びに都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。

なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化情報として全国がん登録データベースに記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

#### 7 登録情報等（法第5条第1項）

「登録情報等」とは、登録情報（法第5条第1項及び第2項）及び特定匿名化情報をいう。

#### 8 提供依頼申出者

「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者（法第17条から第21条まで）をいう。

#### 9 利用者

「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

#### 10 協議会

「協議会」とは、大分県知事（以下、「知事」という。）が意見を聴く大分県がん対策推進協議会（法第18条第2項）をいう。

#### 11 定義情報等

「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

#### 12 電子計算機

「電子計算機」とは、情報等を取り扱うコンピュータ等及び附属機器のことをいう。

### 第3条 窓口組織

健康づくり支援課は情報の提供依頼申出者に対する窓口機能として、次の各号に掲げる窓口業務を行うものとする。

- 1 情報及び定義情報等の保管、整備
- 2 事前相談への対応
- 3 提供依頼申出者からの申出文書の受付
- 4 審議委員会の庶務
- 5 審査結果の通知
- 6 情報及び定義情報等の提供
- 7 調査研究成果の公表前確認
- 8 情報の利用期間終了後の処置の確認
- 9 利用者による利用実績の報告に係る事務
- 10 提供状況の厚生労働大臣への報告

### 第4条 情報及び定義情報等の保管、整備

健康づくり支援課は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やそ

の事務等に資するため、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握し、情報の管理リスト（様式第1号）を作成する。なお、当該リストの更新は年1回以上実施するものとする。

## 第5条 事前相談への対応

健康づくり支援課は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等があった場合は、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、協議会による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間、提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うよう努めるものとする。

また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。

## 第6条 提供依頼申出者からの申出文書の受付

### 1 申出文書の提出

情報の提供に係る申出は、提供依頼申出者が、提供を求める情報の種類に応じて、健康づくり支援課長あての文書（以下「申出文書」という。）の提出をもって行うものとする。情報は協議会による審査を経て提供される。このため、提供依頼申出者は、各情報について必要な時間を要することを理解した上で、申出に係る調査研究の実施開始予定に対し十分な準備期間をとって申出を行うものとする。

なお、申出文書は以下のとおりとする。提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係のとおりである。

- (1) 法第18条、第19条、第21条第8項、第9項に基づく申請は様式第2-1号。
- (2) 法第20条に基づく申請は様式第2-2号。

### 2 申出時に必要な添付書類等の留意事項は以下のとおりとする。

#### (1) 情報の提供の申出に係る誓約書（様式第2-3号）

利用者について、その所属機関名、職名、氏名等を記載する。また、利用者が複数名想定される場合は、全ての利用者について上記を記載する。さらに、全ての利用者（調査研究の一部を委託する場合には、委託先の利用者も含む。）が、知事が策定する利用規約に対し、当該利用規約の内容を遵守する旨を認める署名又は記名押印する。



(2) 情報の利用の必要性について（様式第3-1号）

国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究である旨を記載する。

提供依頼申出者が、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（法第17条第1項第2号、第18条第1項第2号）に該当する場合、調査研究等の委託等に係る契約書等の写し、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も必要である。

(3) 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請について様式第3-2号

提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究について「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年12月厚生労働省告示第471号）に即した措置が講じられている場合、様式第2-1号と同時に、以下の書類を添付して提出することとする。

健康づくり支援課は、様式第2-1号に様式第3-2号の添付が行われていた場合、厚生労働省に送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を協議会で行うものとする。

(4) 様式第4-1号 申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書

契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できない場合等に添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

(5) 様式第4-2号 申出時に調査研究の一部委託に関する契約関係書類を添付できないときの代替文書

契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

## 第7条 申出文書に基づく審査

### 1 審査担当部署

情報の提供については、健康づくり支援課が形式の点検を行い、協議会が内容の

審査を行うものとする。

ただし、病院等への提供に該当する申出の場合（法第20条）は、協議会の意見を聴くこととされていないが、健康づくり支援課が形式の点検を行い、必要に応じて協議会に意見を聴くことができるものとする。

知事は、都道府県がん情報又は都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について、及び、都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、協議会の意見を聴くものとする。

## 2 申出文書の受領と審査

健康づくり支援課は、申出文書を受領した場合、形式点検書（様式第5-1号）を、協議会は審査報告書（様式第5-2号）を用いて、それぞれ形式の点検、内容の審査を行う。

## 3 申出文書等の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更後の記載事項がある様式について改めて提出を必要とする。なお、健康づくり支援課は、必要に応じて協議会に意見を聴くこととする。ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、健康づくり支援課に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。なお、健康づくり支援課はこれらの変更について適正に管理を行う。

## 第8条 審査結果の通知

### 1 審査に要する期間

#### (1) 大分県がん情報、又は匿名化した情報又は特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合

知事は、当該申出に係る協議会の開催後、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行う。

#### (2) 病院等への提供に該当する申出の場合

知事は、申出文書を受領後、健康づくり支援課が形式の点検を行い、不備のない場合は、当該申出に対する情報等の提供を行う。ただし、協議会に意見を聞いた場合には、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行う。

### 2 審査後の手続等

#### (1) 申出を応諾した場合の通知書の送付及び情報の提供等

知事は、提供依頼申出者に対し、応諾の通知書（様式第6-1号）を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知する。

#### （2） 応諾しない場合の通知書の送付

知事は、提供依頼申出者に対し、不応諾の通知書（様式第6-2号）にて情報の提供を応諾しない理由を含めて記載の上、送付する。

#### （3） 病院等への通知書の送付

知事は、提供依頼申出者に対し、知事が定める提供通知書（様式第6-3）を送付する。

### 第9条 情報及び定義情報等の提供

#### 1 提供に要する期間

健康づくり支援課は、応諾通知書により申出された情報を提供する旨通知した後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。

なお、大分県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、大分県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施することとする。

#### 2 情報の提供の手段

提供の手段は厚生労働省の「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従って、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。なお、情報漏洩防止の観点から、電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。

また、電子媒体によって情報を受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電子媒体について適切な媒体を使用し、個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、外部の人間が資料を直接見ることができないようにするものとする。さらに、全国がん登録システムのネットワーク、厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等については行わないなど、細心の注意を払う。

なお、利用者に対し、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。（法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条まで）

## 第10条 調査研究成果の公表前の確認

知事は、利用者に、公表予定の内容について公表前に健康づくり支援課に報告させるものとする（法第36条）。また、健康づくり支援課は主に以下の点について確認し、必要に応じて協議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

- (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
- (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと
- (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

## 第11条 利用期間中の対応及び終了後の処置の確認

### 1 利用期間中の対応（報告及び監査）

知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする（法第36条）。

また、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

### 2 情報の利用期間終了後の処置

利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、廃棄処置報告書（様式第7号）にて、健康づくり支援課に報告するものとする。

また、知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。

さらに、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査を行うなどするものとする。

### 3 利用実績の報告

知事は、利用者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について実績報告書（様式第8号）にて報告を求めるものとする。

#### 第12条 不適切利用への対応

利用者は、法の規程により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、罰則が適用される（法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条まで）。

#### 第13条 提供状況の厚生労働大臣への報告

知事は、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする（法第42条）。

#### 第14条 その他

この要領に定めるもののほか、情報の提供事務に関し必要な事項については、別に定める。

附則 この要領は、平成31年1月1日から適用する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用 条文	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人</li> <li>○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</li> <li>○上記に準ずる者として省令第19条で定める者</li> </ul>	がんに係る調査研究のため	大分県がん情報又は匿名化が行われた大分県がん情報	第21条第8項及び第9項	
○都道府県知事からがん登録事業委託を受けた機関	都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	大分県がん情報	第18条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が設立した地方独立行政法人</li> <li>○地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</li> <li>○上記に準ずる者として都道府県知事が定める者</li> </ul>	がんに係る調査研究のため	大分県がん情報又は匿名化が行われた大分県がん情報	第21条第8項及び第9項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の長</li> <li>○当該市町村が設立した地方独立行政法人</li> <li>○当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</li> <li>○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者</li> </ul>	市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	大分県がん情報	第19条	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	大分県がん情報又は匿名化が行われた大分県がん情報	第21条第8項及び第9項	

○がんに係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	大分県がん情報又は匿名化が行われた大分県がん情報	第21条第8項及び第9項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん	第20条	

大分県がん登録情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト

	情報名	罹患年次	情報確定年 月日	定義情報等		提供可否/ 根拠
				コード表 の有無	備考	
1	大分県地域がん登録情報 年次確定集約情報(登録 情報)	2011年 2012年 2013年 2014年 2015年	各年 12月末	有	大分県地域 がん登録事 業時データ	第18条、 第19条、 第21条第 8項及び 第9項
2	大分県地域がん登録情報 特定匿名化情報	2011年 2012年 2013年 2014年 2015年	各年 12月末	有		
3	大分県地域がん登録情報 特定匿名化情報	2016年	未確定	有	最終生存確 認日は2016 年12月31 日予定	
4	大分県全国がん登録情報 年次確定集約情報(登録 情報)	2016年	未確定	有	最終生存確 認日は2016 年12月31 日予定	
5	病院等への提供情報	2016年	未確定	有	最終生存確 認日は2016 年12月31 日予定	
6						
7						
8						
9						
10						



〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

提供依頼申出者

都道府県がん情報  
匿名化が行われた都道府県がん情報

の提供について(申出)

第 18 条  
第 19 条  
第 21 条第 8 項  
第 21 条第 9 項

標記について、がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号)

の規定に基づき、別紙のとおり(道府県がん情報・匿名化が行われた都道府県がん情報)の提供の申出を行います。

## 1 申出に係る情報の名称

- ・ 都道府県がん情報(非匿名化情報)
- ・ 匿名化が行われた都道府県がん情報

※1 がんに係る調査研究を行う者が、全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供依頼申出をする場合は、生存者については、がんに罹患した者の同意を得ていること(法第21条第3項第4号又は第8項第4号)又は法附則第2条に該当していることが分かる書類を添付する。

- 添付:同意取得説明文書、同意書の見本等
- 添付:様式例第3-2号等

※2 がんに係る調査研究のための大分県がん情報の提供依頼申出である場合(法第21条第8項)、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類等を添付する。

- 添付:実績を示す論文・報告書等

## 2 情報の利用目的

## ア 利用目的及び必要性

下記のどちらに該当するかが明確になるよう、具体的に利用目的及び必要性を記載すること。

- ・がん対策の企画又は実施に必要ながんに係る調査研究のため
  - 添付: 様式例第3-1号、委託契約書等又は様式例第4-1号、研究計画書等
- ・がんに係る調査研究のため
  - 添付: 研究計画書等

イ 法第21条に規定されている目的の研究である場合について(該当するものを囲むこと)

倫理審査進捗状況 承認済・審査中・その他

その他を選択した場合の理由: \_\_\_\_\_

倫理審査委員会 名称 ○○委員会

承認番号

承認年月日

## 2 利用者の範囲(氏名、所属機関、職名)

- 添付:様式例第2-3号及び誓約書
- 添付:調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式例第4-2号

氏名	所属機関	職名	役割
○○ ○○	○○大学医学部	教授	分析結果解釈助言
○○ ○○	○○大学医学部	助教	提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言

全ての利用者分、表を追加すること。  
所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

#### 4 利用する情報の範囲

ア 診断年次（ 2016 年 ）

イ 地 域（ ）

ウ がんの種類（ 記載例：胃 ）

エ 生存確認情報（該当する方を囲むこと） 要・不要  
①生存しているか死亡しているかの別 要・不要  
②生存を確認した直近の日又は死亡日 要・不要  
③死亡の原因 要・不要

オ 属性的範囲（ 〇〇歳以上から〇〇歳未満 又は 〇〇歳以上 ）

#### 5 利用する登録情報及び調査研究方法

ア 利用する登録情報 必要な限度で別紙に○をつけること

イ 調査研究方法（具体的に記載すること）

添付：集計表の様式案等

※3 集計表の作成を目的とする調査研究の場合

アで指定する登録情報等を利用して作成しようとしている集計表の様式案を添付する。

※4 統計分析を目的とする調査研究の場合

実施を予定している統計分析手法並びに当該分析におけるアで指定する登録情報等の関係を具体的に記述する。

#### 6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

20XX 年〇月〇日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の 12 月 31 日までの期間の短い方

#### 7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

利用者の安全管理措置に基づき、具体的に記載すること。

ア 情報の利用場所

利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。

（記載例）

〇〇大学医学部公衆衛生学講座第一研究室

〇〇大学医学部公衆衛生学講座サーバ管理室

イ 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(組織的)

\* 以下、非匿名化情報の申請時のみ

- \*  統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。  
(具体的に記載)

(物理的)

\* 以下、非匿名化情報の申請時のみ

- \*  個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。
- \*  利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。
- \*  利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。
- \*  機器類(プリンタ、コピー機、シュレッダなど)は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。
- \*  個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。  
(具体的に記載)

ウ 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(技術的)

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを8桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体(USB メモリ、CD-R など)を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)、環境上の脅威(漏水、火災、停電)からの保護にも配慮している。  
(具体的に記載)

\* 以下、非匿名化情報の申請時のみ

- \*  個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- \*  個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測+ID・パスワード等の2要素認証としている。

\*  情報を取り扱うPC及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。  
(具体的に記載)

エ 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。

情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

## 8 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めてすべて記載すること。

(記載例)

20XX年4月頃 ○○がん学会学術集会にて発表予定

20XX年10月頃 ○○がん学会雑誌に論文投稿予定

20XX年3月頃 マスメディアに公表予定

## 9 情報等の利用後の処置

情報の移送用のDVD: 裁断

サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物: 物理削除

試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物: 溶解

## 10 その他

事務担当者:

連絡先:

他、必要事項があれば記載する。

注)2018年9月25日時点版

	登録情報(ヘッダ)	申出情報(必要な限度で選択)
1	行番号	
2	多重がん番号	
3	集約性別	
4	診断時年齢	
5	診断時年齢(小児用)	
6	集約診断時患者住所コード	
7	診断時患者住所市区町村コード	
8	診断時患者住所保健所コード	
9	診断時患者住所医療圏コード	
10	集約診断時患者住所都道府県コード	
11	集約側性	
12	集約局在コード	
13	診断名(和名)	
14	集約形態コード	
15	集約性状コード	
16	集約分化度	
17	組織診断名(和名)	
18	ICD-10 コード	
19	ICD-10(和名)	
20	IARC-ICCC3	
21	ICCC(英名)	
22	集約診断根拠	
23	集約診断日	
24	集約診断日精度	
25	集約発見経緯	
26	集約進展度・治療前	
27	集約進展度・術後病理学的	
28	集約進展度・総合	
29	集約外科的治療の有無	
30	集約鏡視下治療の有無	
31	集約内視鏡的治療の有無	
32	集約観血的(外科的・鏡視下の・内視鏡的)治療の範囲	
33	集約放射線療法の有無	
34	集約化学療法の有無	
35	集約内分泌療法の有無	
36	集約その他治療の有無	
37	集約初診病院コード	
38	集約初診都道府県コード	
39	集約初診病院保健所コード	
40	集約初診病院医療圏コード	
41	集約初診病院住所コード	

注) 2018年9月25日時点版

	登録情報(ヘッダ)	申出情報(必要な限度で選択)
42	集約診断病院コード	
43	集約診断病院都道府県コード	
44	集約診断病院保健所コード	
45	集約診断病院医療圏コード	
46	集約診断病院住所コード	
47	集約観血的治療病院コード	
48	集約観血的治療都道府県コード	
49	集約観血的治療病院保健所コード	
50	集約観血的治療病院医療圏コード	
51	集約観血的治療病院住所コード	
52	集約放射線治療病院コード	
53	集約放射線治療都道府県コード	
54	集約放射線治療病院保健所コード	
55	集約放射線治療病院医療圏コード	
56	集約放射線治療病院住所コード	
57	集約薬物治療病院コード	
58	集約薬物治療都道府県コード	
59	集約薬物治療病院保健所コード	
60	集約薬物治療病院医療圏コード	
61	集約薬物治療病院住所コード	
62	原死因	
63	原死因(和名)	
64	生死区分	
65	死亡日/最終生存確認日資料源	
66	生存期間(日)	
67	DCN 区分	
68	DCI 区分	
69	DCO 区分	
70	患者異動動向	
71	患者受療動向	
72	統計対象区分	
73	生存率集計対象区分	

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

病院等の管理者



都道府県がん情報の提供の請求について(申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号)第 20 条の規定に基づき、別紙のとおり当<<病院等名称>>から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の申出を行います。



## 1 情報の利用目的

がんに係る調査研究のための場合は、具体的に利用目的及び必要性を記載すること。

・院内がん登録のため

・がんに係る調査研究のため  添付：研究計画書等

## 2 利用者の範囲(氏名、所属、職名)

添付：様式例第 2-3 号及び誓約書

添付：調査研究の一部を委託している場合は、  
委託契約書又は様式例第 4-2 号

《院内がん登録のため》

氏名	所属機関	職名	役割
〇〇 〇〇	〇〇大学医学部附属 病院〇〇部	部長	責任者
〇〇 〇〇	〇〇大学医学部附属 病院〇〇部	診療情報管理士	入力作業
〇〇 〇〇	〇〇大学医学部附属 病院〇〇部	診療情報管理士	入力作業

全ての利用者分、表を追加すること。

《〇〇がんに係る調査研究のため》

氏名	所属機関	職名	役割
〇〇 〇〇	〇〇大学医学部	教授	分析結果解釈助言
〇〇 〇〇	〇〇大学医学部	助教	提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言
〇〇 〇〇	〇〇大学医学部	大学院生	分析

全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

## 3 利用する情報の範囲 (年次 2016 年)

## 4 調査研究方法(院内がん登録のための場合は省略可)

利用目的ががんに係る調査研究のための場合は、具体的に調査研究方法を記載すること。

添付：集計表の様式案等

※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合、作成しようとしている集計表の様式案を添付する。

※2 統計分析を目的とする調査研究の場合、実施を予定している統計分析手法を具体的に記述する。

5 利用期間（ 必要な限度の利用期間を記載すること ）

（記載例）

20XX 年〇月〇日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の 12 月 31 日までの期間の短い方

6 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

利用者の安全管理措置に基づき、具体的に記載すること。

ア 情報の利用場所

利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。

- （記載例）
- 〇〇大学医学部附属病院院内がん登録室
  - 〇〇大学医学部公衆衛生学講座第一研究室
  - 〇〇大学医学部公衆衛生学講座サーバ管理室
  - 〇〇大学医学部内科学講座研究室

イ 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

（組織的）

- 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。  
（具体的に記載）

（物理的）

- 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。
- 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。
- 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。
- 機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダなど）は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。
- 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。  
（具体的に記載）

ウ 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

（技術的）

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを 8 桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体(USB メモリ、CD-R など)を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。

- 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)、環境上の脅威(漏水、火災、停電)からの保護にも配慮している。
- 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測+ID・パスワード等の 2 要素認証としている。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。  
(具体的に記載)

エ 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

- 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。  
(具体的に記載)

## 7 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

(記載例) 20XX 年 4 月頃 ○○がん学会学術集会にて発表予定  
20XX 年 10 月頃 ○○がん学会雑誌に論文投稿予定  
20XX 年 3 月頃 ホームページにて公表予定

## 8 情報等の利用後の処置

(記載例) ・情報の移送用の CD-R: 裁断

・サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物: 物理削除

・試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物: 溶解

## 9 その他

事務担当者:

連絡先:

他、必要事項があれば記載する。

様式第 2-3 号 (申出文書に添付する利用者に係る誓約書関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

提供依頼申出者

情報の提供の申出に係る誓約書

標記について、別紙に署名又は記名押印した者は、別添の利用規約の内容を遵守いたします。

	利用予定者 署名・記名	押印 (記名の場合)	所属
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

欄が足りない場合は必要な行数を追加してください。

様式第 3-1 号(国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究  
であることを証明する書類関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

提供依頼申出者

情報の利用の必要性について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行う情報について、下記のとおり、その利用を必要とする  
ものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

提供依頼申出者

同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に  
支障を及ぼすことに係る認定の申請について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付け(全国がん登録情報、都道府県がん情報)の提供の申出に関し、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成 27 年政令第 323 号)附則第 2 条に基づき、下記のとおり、申請します。

なお、同意に代わる措置として、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」(平成 27 年厚生労働省告示第 471 号)に即した措置を講じていることを申し添えます。

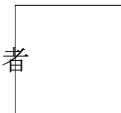
記

- 1 当該申請を行うがんに係る調査研究の代表者の氏名、生年月日及び住所
- 2 当該申請を行うがんに係る調査研究の実施期間
- 3 当該申請を行うがんに係る調査研究の対象者の範囲及び数
- 4 同意代替措置が講じられている場合、同意を得ることが困難な場合の別及びその理由
  - (1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が 5000 人以上の場合
  - (2) がんに係る調査研究を行う者が次のイ又はロに掲げる事情があることにより同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼす場合
    - イ 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難。
    - ロ がんに係る調査研究の対象とされている者の同意を得ることががんに係る調査研究の結果に影響を与える。
- 5 添付書類
- 6 1～5 に掲げるもののほか、必要な事項

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

提供依頼申出者



調査研究等の委託に係る契約について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を(委託者名)から委託されています。現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいと考えておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

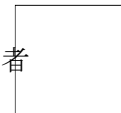
- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項



〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

提供依頼申出者



調査研究等の委託に係る契約について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を(受託者名)に委託することとしていますが、現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいこととしておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

[申出番号 XXXX-XXXX]形式点検書

確認日 ○○年○月○日  
確認者

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(1) 情報の利用目的	・矛盾を証明するために、法第 17 条から第 21 条までに規定されている目的の調査研究である旨が分かる書類 (研究計画書等) が添付されていること。	
	・第 21 条に規定されている目的の場合には、倫理審査委員会の進捗状況に関する記載があること。	
	・第 21 条第 3 項及び第 8 項の規定に基づく場合、実績を 2 以上有することを証明する書類 (論文・報告書等) が添付されていること。	
(2) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	・同意を得ていることが分かる書類が添付されていること。	
	・附則第 2 条第 1 項に該当する調査研究の場合は、政令附則第 2 条第 3 項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること。	
(3) 情報を利用する者の範囲	・利用する登録情報及び調査研究方法と照らし、具体的な役割と、それに対応する者が全て含まれていること。	
	・署名又は記名押印した誓約書が添付されていること。	
(4) 利用する情報の範囲	・市町村等への提供及びにがんに係る調査研究を行う者への提供に係る申出の場合は、診断年次、地域、がんの種類、生存確認情報の必要性の有無、属性的範囲等が、記載されていること。	
	・病院等への提供に係る申出の場合は、診断年次が記載されていること。	
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・利用する登録情報と調査研究方法の関係が記載されていること。	
	・集計表の作成を目的とする調査研究の場合は、集計表の様式例案が添付されていること。	
	・統計分析を目的とする調査研究の場合は、実施を予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報の関係が記載されていること。	
(6) 利用期間	・法第 27 条又は第 32 条及び関連する政令に定める限度内であること。	

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(7) 利用場所、 利用する環 境、保管場所 及び管理方 法	・情報の利用場所について記載されていること。	
	・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況 について記載されていること。	
	・情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置 状況について記載されていること。	
	・情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管 場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置 状況について記載されていること。	
(8) 調査研究成 果の公表方 法及び公表 時期	・研究成果の公表予定時期が記載されていること。	
	・提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	
(9) 情報の利用 後の処置	・利用後の廃棄に関して記載されていること。	

[申出番号 XXXX-XXXX] 審査報告書

確認日 ○○年○月○日

大分県がん対策推進協議会

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(1) 情報の利用 目的及び必 要性	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。 (がん医療の質の向上、国民に対するがん に係る情報の提供の充実又は科学的知見に 基づくがん対策の実施に資する研究か等)		
(2) 全国がん登 録情報又は 都道府県が ん情報が提 供されること についての同 意	・法第 21 条第 3 項又は第 8 項の規定に基 づく申出の場合、同意について必要な措置 がとられているか。		
(3) 情報を利用 する者の範囲	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、 不要な者が含まれていないか。 ・法第 21 条第 3 項又は第 8 項に係る申出の 場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研 究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容 及び必要性が合理的か。		
(4) 利用する情 報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的と する成果を得るために妥当で、不要な情報 が含まれていないか。		
(5) 利用する登 録情報及び 調査研究方 法	・提供可能な情報であるか。 ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、 調査研究の内容から判断して妥当かつ必 要な限度であるか。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では 調査研究目的が達成できないものである か。 ・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病 院等、特定の市町村の識別を目的とする ものではないこと。		
(6) 利用期間	・調査研究内容から見て、整合的かつ必要な 限度か。		

様式第 5-2 号 (提供の申出に係る審査報告書関係)

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(7) 利用場所、 利用する環 境、保管場所 及び管理方 法	・利用者の安全管理措置に示された措置が 全て講じられているか。		
(8) 結果の公表 方法及び公 表時期	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法 と公表時期が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定である か。		
(9) 情報の利用 後の処置	・利用者の安全管理措置に示された措置が 全て講じられているか。		
(10) その他			

様式第 6-1 号 (応諾の通知書関係)

文 書 番 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

提供依頼申出者 殿

大分県福祉保健部健康づくり支援課長

申請された情報の提供について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供依頼申出された情報(申出番号 XXXX-XXXX)につい

て、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号:

文 書 番 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

提供依頼申出者 殿

大分県福祉保健部健康づくり支援課長

申請された情報の提供について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供依頼申出された情報(申出番号 XXXX-XXXX)につい

て、下記の理由により、提供しないこととなりましたのでご了承ください。

記

情報の提供をしない理由

様式第 6-3 号(病院等への提供の通知書関係)

文 書 番 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

病院等の管理者 殿

大分県福祉保健部健康づくり支援課長

申請された情報の提供について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された情報(請求番号 XXXX-XXXX)について、提供  
することとなりましたのでお知らせします。

提供番号:



〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

利用者

### 廃棄処置報告書

標記に関し、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供が決定された情報(応諾番号 XXXX-XXXX)について、  
当該利用期間が終了したため(利用が終了したため)、提供を受けた情報の廃棄処置について、下記の  
とおり報告します。

#### 記

処置年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

廃棄処置方法※

※申出文書に記載した利用後の処置と異なる場合は、その理由を記すこと。

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿  
(健康づくり支援課気付)

利用者

### 実績報告書

標記に関し、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供が決定された情報(応諾番号 XXXX-XXXX)について、当該利用期間が終了したため(利用が終了したため)、提供を受けた情報の利用実績について、別添のとおり報告します。

※別添として、当該調査研究に係る成果資料(論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等)を添付する。